



電源ONですぐに測定ができるため、初めて音量測定をする方にも簡単に使用できます。

# 超小型・超軽量のポケットサイズ。

(120×63×23.5 mm)

(105 g)



自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める  
技術上の基準(音量計)の基準適合性型式試験に合格

## NL27M029

(製品コード)

### 3つの測定機能を搭載

騒音レベル $L_p$ 、等価騒音レベル $L_{eq}$ 、騒音レベルの最大値 $L_{max}$ の同時測定ができます。

### レンジ切り替えの必要がなく、シンプルなキー操作

3つのキースイッチでシンプルな操作性を実現、  
さらに1レンジで全測定範囲30 dB~130 dBをカバーします。

### 省電力設計(単4形乾電池2本)

9時間(アルカリ乾電池)の電池寿命があり、  
キー操作のない時は電力1/3のスリープ機能が動作します。

### 見やすい液晶画面

大型液晶画面は屋外での視認性に優れ、読み取りやすい数値表示と騒音変動の様子が  
わかりやすいバーグラフ表示を備えています。

〈原寸〉

シリコンカバー(オプション)装着時





音量計合格品の製品コード

# NL27M029

シリコンカバー  
(オプション)装着時

## 仕様

\*取り引きまたは、証明のための測定を行う場合は、計量法の検定に合格する必要があります。

型式承認番号	第SLS091号(計量法)*、JASEA-O-6(日本自動車機械工具協会)
適合規格	計量法普通騒音計、JIS C 1509-1:2005 クラス2、IEC 61672-1:2002 Class2、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準(音量計)
測定機能(演算種類)	騒音レベル $L_p$ 、等価騒音レベル $L_{eq}$ 、騒音レベルの最大値 $L_{max}$
測定時間	1分、5分、10分、1時間
測定レベル範囲	A特性: 30 dB~130 dB C特性: 36 dB~130 dB
自己雑音レベル	A特性: 24 dB以下 C特性: 30 dB以下
直線動作全範囲(1 kHz)	30 dB~137 dB
測定周波数範囲	20 Hz~8 000 Hz
周波数重み付け特性	A特性、およびC特性
時間重み付け特性	F(速い)、S(遅い)
演算(デジタル方式)	サンプリング周期 30.3 $\mu$ s ( $L_p$ 、 $L_{eq}$ 、 $L_{max}$ )
校正	内蔵電気信号による電氣的校正
校正周波数	1 kHz
校正音圧レベル	94 dB
マイクロホン	1/2インチエレクトレットマイクロホン UC-52
ウインドスクリーン	WS-14
表示	TNボジ表示、反射型
数値表示	0.1 dB分解能
バーグラフ	目盛り範囲100 dB、分解能5 dB(表示周期0.1秒)
警告	Over(過負荷)137.4 dBで表示(1 kHzにおいて) Under(過小)測定下限-0.6 dBで表示
電池残量	電池残量を3段階表示
スリープ機能	10分間操作がない場合、消費電力が約30%になるスリープモードに移行(演算時、ケーブル接続時を除く)
直流出力端子	
出力電圧	3 V(130 dBフルスケール) 25 mV/ dB
出力抵抗	約50 $\Omega$
負荷抵抗	10 k $\Omega$ 以上
電源	単4形乾電池2本
消費電流	約80 mA(3 V動作時)
電源寿命	アルカリ乾電池: 約9時間(常温) マンガン乾電池: 約3時間(常温) (直流電圧出力ケーブル接続時は約20%短くなる)
使用温湿度範囲	-10 $^{\circ}$ C~+50 $^{\circ}$ C、10%~90%RH(結露のないこと)
大きさ・重さ	約120(H) $\times$ 63(W) $\times$ 23.5(D)mm・約105 g(電池含む)

[道路運送車両の保安基準] (最終改正:平成18年3月31日国土交通省令第22号)

## 騒音防止装置

平成18年10月現在

### 第30条

- 1 自動車(被けん引自動車を除く。以下この条において同じ。)は、騒音を著しく発しないものとして、構造、騒音の大きさなどに関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 2 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止することができるものとして、構造、騒音防止性能などに関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。
- 3 法七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を第一項の基準に適合させるものでなければならない。

## 警告器

### 第43条

- 1 自動車(被けん引自動車を除く。)には、警告器を備えなければならない。
- 2 警告器の警告音発生装置は、次項に定める警告器の性能を確保できるものとして、音色、音量などに関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 自動車の警告器は、警告音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警告音が他の交通を妨げないものとして、音色、音量などに関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 4 自動車(緊急自動車を除く。)には、車外に音を発する装置であって警告器と紛らわしいものを備えてはならない。  
ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者などに警報するブザーその他の装置または盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザーその他の装置については、この限りでない。

 **リオン株式会社** <http://www.rion.co.jp/>

\*本カタログ掲載の各製品のデザイン・仕様などは予告なく変更する場合があります。

ISO14001 本社・東海営業所・  
西日本営業所 認証取得  
ISO9001 本社・東海営業所・  
西日本営業所 認証取得



## 本社・営業部

〒185-8533 東京都国分寺市東元町3丁目20番41号  
TEL.042-359-7887 FAX.042-359-7458

## リオンサービスセンター(株)

〒192-0918 東京都八王子市兵衛2丁目22番2号  
TEL.042-632-1122 FAX.042-632-1140